

農山漁村地域整備計画

計画の名称

埼玉県農村整備計画

計画策定主体

埼玉県

対象市町村

さいたま市、熊谷市、行田市、秩父市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、深谷市、久喜市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、川島町、吉見町、小鹿野町、宮代町、杉戸町、松伏町

計画の期間

令和8年度～令和12年度

計画の目標

- 1 農業生産の基盤の整備
 - ・農業水利施設等の農業生産基盤の整備や農業用施設の長寿命化、耐震化等を進め、生産性の向上と被害の未然防止を図る。
- 2 農山村における快適な暮らしの創出
 - ・農業集落排水施設について、公共下水道や合併浄化槽の整備と調整して効率的な整備を促進する。
 - ・既に整備が完了した農業集落排水施設について、適時適切な補修・更新を促進する。

定量的指標

- 1 農業生産の基盤の整備
 - (1)生産基盤の整備(農地防災)
 - ・農業水利施設の改修等により確保される農地面積(0ha→80ha)
 - (2)基幹的な農業用施設の機能保全等に資する対策の実施(水利施設整備、農地整備)
 - ・農業水利施設の保全対策により維持される農地面積(7,600ha→7,600ha)
 - 新たに機能保全に資するための計画の策定(1地区)
 - ・農道の保全整備により、営農環境を確保した農地面積(0ha→40ha)
- 2 農山村における快適な暮らしの創出(農村整備)
 - ・農業集落排水事業の実施、及び、計画の策定(4地区)

対象事業

別紙のとおり

農山漁村地域整備計画の対象事業

| 事業名 | 事業型 | 事業箇所名 (地区名) | 事業実施主体 | 関係市町村 | 計画期間内 の事業内容 (工種及び数量) | 工期 | 計画期間内 の総事業費 (千円) | 費用対効果 | 備考 |
|---------------|----------------------------|----------------|--------|--------------------------------|----------------------------|-----------|------------------------|-----------------------|----|
| | | | | | | | | | |
| 農地整備 | 通作条件整備(基幹農道保全対策型) | 桜井奈倉 | 埼玉県 | 秩父市、小鹿野町 | 調査計画 一式 | R8 ~ R8 | 36,658 | 土地改良法に基づかない事業実施のため未記入 | |
| 水利施設整備 | 基幹水利施設保全型 | 中条星宮 | 埼玉県 | 熊谷市、行田市 | 用水施設補修 一式 | R8 ~ R9 | 323,000 | 土地改良法に基づかない事業実施のため未記入 | |
| 水利施設整備 | 基幹水利施設保全型 | 幸手領・権現堂2期 | 埼玉県 | 春日部市、幸手市、杉戸町 | 揚水機場補修 一式 | R8 ~ R10 | 2,070,490 | 土地改良法に基づかない事業実施のため未記入 | |
| 水利施設整備 | 基幹水利施設保全型 | 幸手領・権現堂3期 | 埼玉県 | 春日部市、幸手市、杉戸町 | 揚水機場補修 一式 | R8 ~ R10 | 260,000 | 土地改良法に基づかない事業実施のため未記入 | |
| 水利施設整備 | 基幹水利施設保全型 | 川島用水 | 埼玉県 | 川島町、東松山市、吉見町 | 揚水機場補修 一式 | R8 ~ R11 | 2,033,120 | 土地改良法に基づかない事業実施のため未記入 | |
| 水利施設整備 | 基幹水利施設保全型 | 男沼排水機場2期 | 埼玉県 | 熊谷市、深谷市 | 排水機場補修 一式 | R8 ~ R9 | 311,049 | 土地改良法に基づかない事業実施のため未記入 | |
| 水利施設整備 | 基幹水利施設保全型 | 鳥羽井排水機場1期 | 埼玉県 | 川島町 | 排水機場補修 一式 | R8 ~ R12 | 774,290 | 土地改良法に基づかない事業実施のため未記入 | |
| 水利施設整備 | 基幹水利施設保全型 | 北川辺排水機場1期 | 埼玉県 | 加須市 | 排水機場補修 一式 | R8 ~ R12 | 683,400 | 土地改良法に基づかない事業実施のため未記入 | |
| 水利施設整備 | 基幹水利施設保全型 | 東第二排水機場 | 埼玉県 | 吉見町、川島町 | 排水機場補修 一式 | R8 ~ R12 | 310,000 | 土地改良法に基づかない事業実施のため未記入 | |
| 水利施設整備 | 基幹水利施設保全型 | 豊迺排水機場 | 埼玉県 | 熊谷市 | 排水機場補修 一式 | R10 ~ R12 | 200,000 | 土地改良法に基づかない事業実施のため未記入 | |
| 水利施設整備 | 基幹水利施設保全型 | 立野排水機場 | 埼玉県 | 春日部市 | 排水機場補修 一式 | R10 ~ R12 | 220,000 | 土地改良法に基づかない事業実施のため未記入 | |
| 水利施設整備 | 基幹水利施設保全型 | 道閑堀排水機場 | 埼玉県 | 熊谷市、深谷市 | 排水機場補修 一式 | R9 ~ R12 | 370,000 | 土地改良法に基づかない事業実施のため未記入 | |
| 水利施設整備 | 基幹水利施設保全型 | 新郷交換用水路 | 埼玉県 | 行田市、羽生市 | 保全計画策定 一式 | R10 ~ R12 | 127,500 | 土地改良法に基づかない事業実施のため未記入 | |
| 水利施設整備 | 基幹水利施設保全型 | 川島用水NTT | 埼玉県 | 川島町、東松山市、吉見町 | 電気基盤の修繕 一式 | R9 ~ R10 | 200,000 | 土地改良法に基づかない事業実施のため未記入 | |
| 水利施設整備 | 基幹水利施設保全型 | 騎西・黒沼・笠原沼NTT | 埼玉県 | さいたま市、春日部市、加須市、久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町 | 電気基盤の修繕 一式 | R9 ~ R10 | 100,000 | 土地改良法に基づかない事業実施のため未記入 | |
| 水利施設整備 | 基幹水利施設保全型 | 北川辺領NTT | 埼玉県 | 加須市 | 電気基盤の修繕 一式 | R9 ~ R10 | 60,000 | 土地改良法に基づかない事業実施のため未記入 | |
| 水利施設整備 | 基幹水利施設保全型 | 埼玉6期 | 埼玉県 | 行田市、羽生市、川島町、吉見町、熊谷市、加須市、春日部市 | 保全計画策定 一式 | R8 ~ R8 | 33,000 | 土地改良法に基づかない事業実施のため未記入 | |
| 農地防災 | 湛水防除事業(排水施設整備対策工事) | 下八間堀 | 埼玉県 | 吉川市、松伏町 | 排水路整備 L=2,792.4m | R8 ~ R10 | 965,816 | 1.27 | |
| 農村整備 | 農業集落排水事業(農業集落排水施設等の整備又は改築) | 田甲 | 吉見町 | 吉見町 | 処理施設、管路施設改築 一式 | R8 ~ R8 | 22,000 | 1.08 | |
| 農村整備 | 農業集落排水事業(農業集落排水施設等の整備又は改築) | 中条星宮3 | 熊谷市 | 熊谷市 | 処理施設、管路施設改築 一式 | R8 ~ R10 | 286,880 | 1.32 | |
| 農村整備 | 農業集落排水事業(農業集落排水施設等の整備又は改築) | 本田ヶ谷 | 深谷市 | 深谷市 | 処理施設、管路施設改築 一式 | R8 ~ R9 | 103,200 | 1.05 | |
| 農村整備 | 農業集落排水事業(農業集落排水施設等の整備又は改築) | 丸谷・神ノ木 | 久喜市 | 久喜市 | 処理施設、管路施設改築 一式 | R8 ~ R10 | 249,600 | 1.10 | |
| 合計 (全体事業費) | | | | | | | 9,740,003 | | |

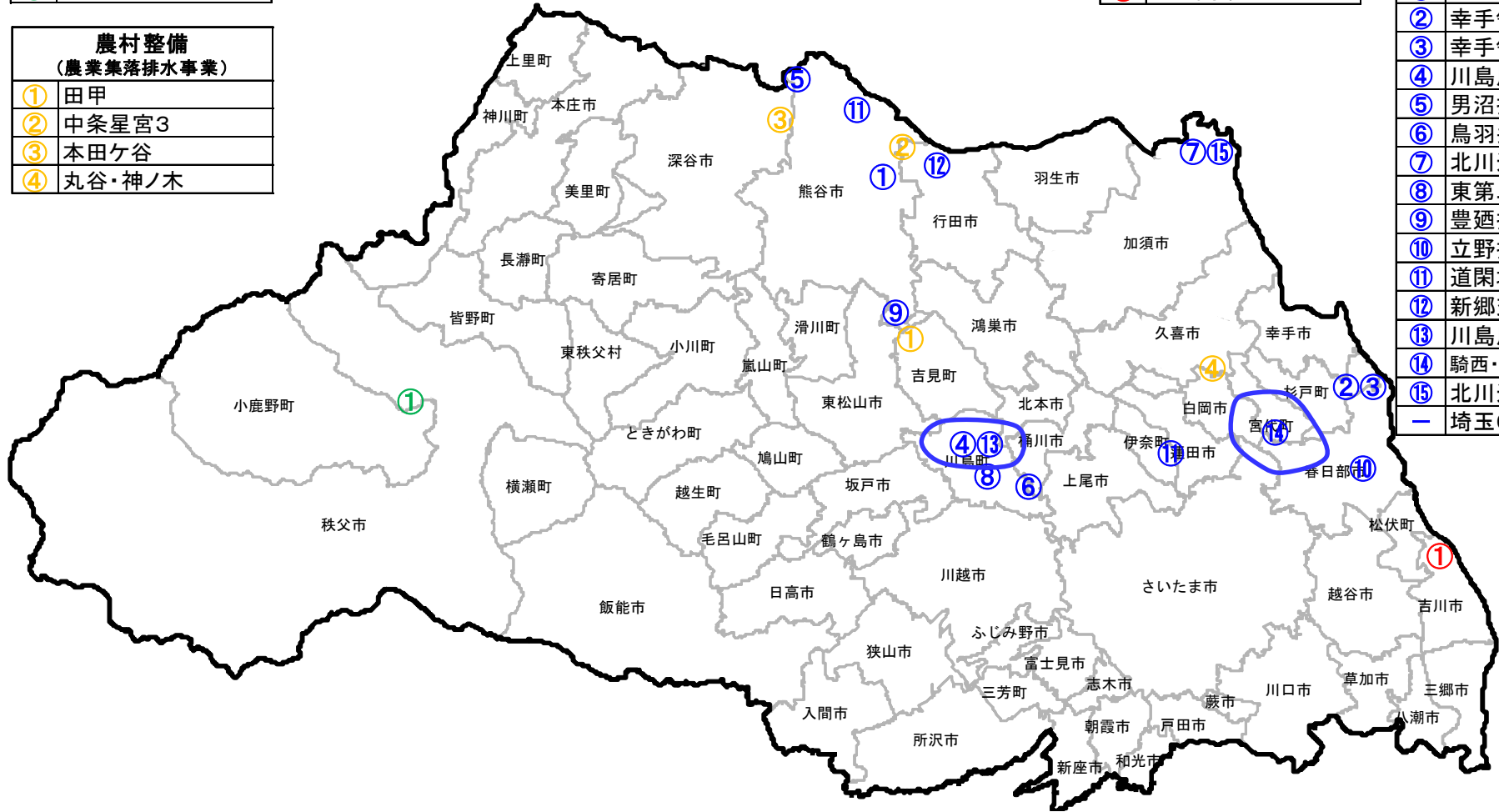
埼玉県農村整備計画 位置図

| 農地整備 (通作条件整備型) | |
|-------------------|------|
| ① | 桜井奈倉 |

| 農村整備 (農業集落排水事業) | |
|--------------------|--------|
| ① | 田甲 |
| ② | 中条星宮3 |
| ③ | 本田ヶ谷 |
| ④ | 丸谷・神ノ木 |

| 農地防災 (湛水防除事業) | |
|------------------|------|
| ① | 下八間堀 |

| 水利施設整備 (基幹水利施設保全型) | |
|-----------------------|--------------|
| ① | 中条星宮 |
| ② | 幸手領・権現堂2期 |
| ③ | 幸手領・権現堂3期 |
| ④ | 川島用水 |
| ⑤ | 男沼排水機場2期 |
| ⑥ | 鳥羽井排水機1期 |
| ⑦ | 北川辺排水機場1期 |
| ⑧ | 東第二排水機場 |
| ⑨ | 豊迺排水機場 |
| ⑩ | 立野排水機場 |
| ⑪ | 道閑堀排水機場 |
| ⑫ | 新郷交換用水路 |
| ⑬ | 川島用水NTT |
| ⑭ | 騎西・黒沼・笠原沼NTT |
| ⑮ | 北川辺領NTT |
| — | 埼玉6期 |



農山漁村地域整備計画評価調書

| | | |
|-------|-------------|---|
| 計画の概要 | 計画の名称 | 埼玉県農村整備計画 |
| | 計画策定主体 | 埼玉県 |
| | 対象市町村 | さいたま市、熊谷市、行田市、秩父市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、深谷市、久喜市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、川島町、吉見町、小鹿野町、宮代町、杉戸町、松伏町 |
| | 計画期間 | 令和8年度～令和12年度 |
| | 計画の目標 | <p>1 農業生産の基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設等の農業生産基盤の整備や農業用施設の長寿命化、耐震化等を進め、生産性向上と被害の未然防止を図る。 <p>2 農山村における快適な暮らしの創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設について、公共下水道や合併浄化槽の整備と調整して効率的な整備を促進する。 ・既に整備が完了した農業集落排水施設について、適時適切な補修・更新を促進する。 |
| | 定量的指標 | <p>1 農業生産の基盤の整備</p> <p>(1)生産基盤の整備(農地防災)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の改修等により確保される農地面積(0ha→80ha) <p>(2)基幹的な農業用施設の機能保全等に資する対策の実施(水利施設整備、農地整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の保全対策により維持される農地面積(7,600ha→7,600ha) 新たに機能保全に資するための計画の策定(1地区) ・農道の保全整備により、営農環境を確保した農地面積(0ha→40ha) <p>2 農山村における快適な暮らしの創出(農村整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業の実施、及び、計画の策定(4地区) |
| | 対象事業 | 農地整備、水利施設整備、農地防災、農村整備 |
| 全体事業費 | 9,740,003千円 | |

| 評価項目 | 評価基準 | 評価内容 | 判定 |
|-------------|------------------------------------|---|----|
| 目標の妥当性 | 関連する計画との整合性が図られている。 | 県の計画と整合性が図られている。 | ○ |
| | 地域の課題に対応する目標となっている。 | 優良農地の最大限の活用と農山村の多面的機能の創出を目標としている。 | ○ |
| 整備計画の効果・効率性 | 定量的指標が、対象事業の効果を評価するために適切なものである。 | 対象事業の実施により発現する効果が指標となっている。 | ○ |
| | 定量的指標が、計画期間内に発現でき、また事後評価が可能なものである。 | 事業完了までに定量的に確認できる指標となっている。 | ○ |
| | 整備計画の目標と定量的指標の整合性がとれている。 | 対象事業を実施することによる指標の達成で、整備計画の目標を達成できるものとなっている。 | ○ |
| 整備計画の実現可能性 | 円滑な事業執行の環境が整っている。 | 県として、事業推進体制が整えられている。 | ○ |
| | 地元の機運が醸成されている。 | 事業の早期完了が望まれている。 | ○ |
| 評価結果 | 該当する全ての評価項目において判定が○のため、事業を実施する。 | | |